

**令和4年度補正/令和5年度
クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金
(充電インフラ整備事業)**

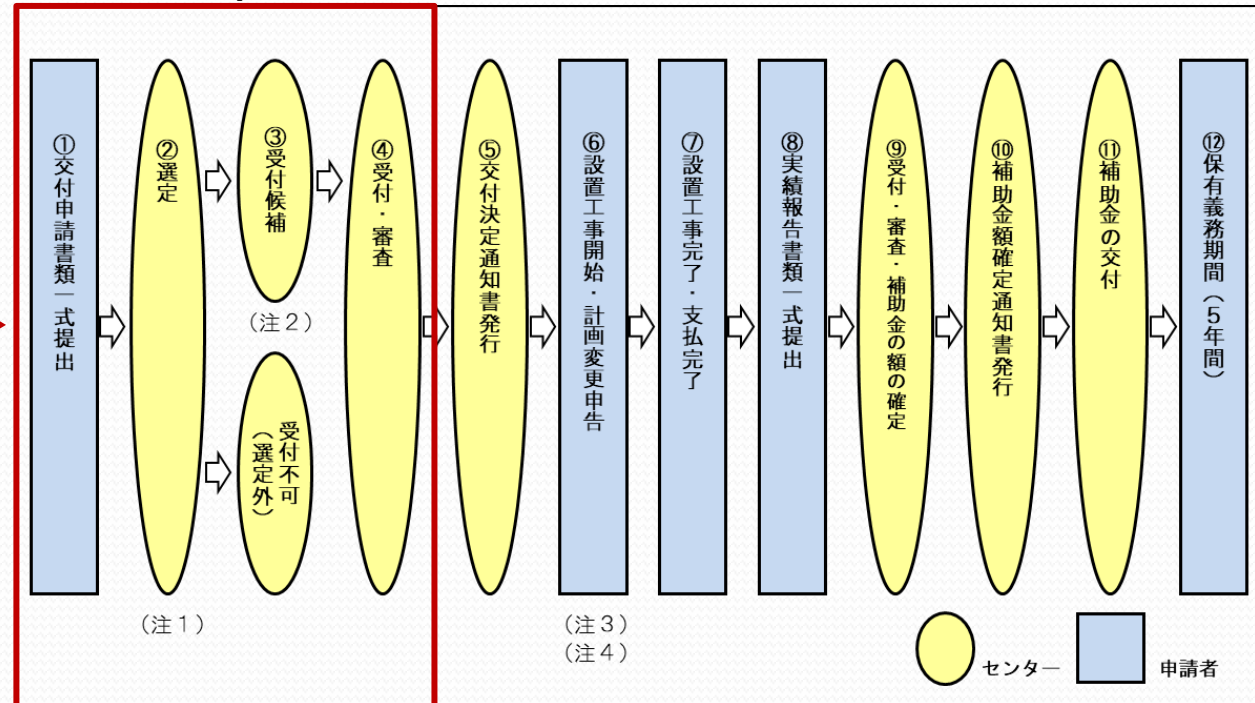
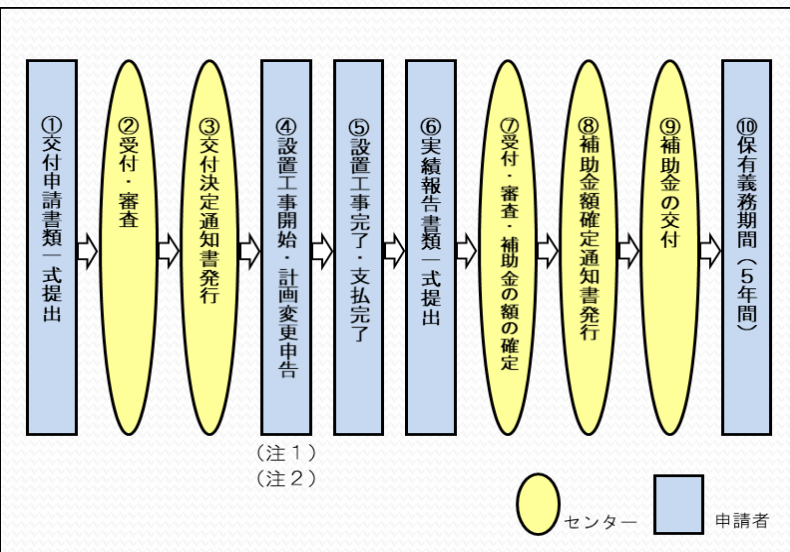
充電インフラ補助事業 予備分変更概要

一般社団法人 次世代自動車振興センター

1-1. 予備分申請方法変更点概要

令和4年補正/令和5年 予備分

令和4年補正/令和5年当初事業



- 予備分の申請について、募集対象の限定、配分額の見直しと申請方法の変更が行われます。
- 上記以外、補助金交付上限額などは変更がございません。
- 本日の説明会では主に申請方法の変更と、募集対象の限定についてご説明します。

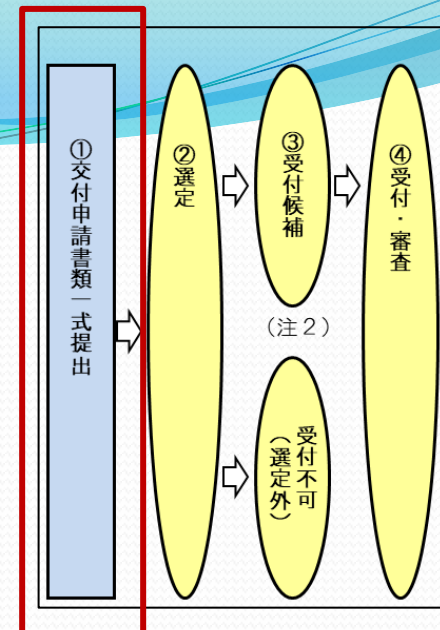
1-2. 申請について

急速

基礎

目的

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
	← 10:00~ 急速充電申請期間					
3	4~17:00	5	6	7	8	9
→ 13:00~ 普通充電申請期間						
10	11	12	13	14	15	16
→ ~17:00						



■ 申請期間

急速充電：8月28日（月）10:00～9/ 4（月）17:00

普通充電：9月 4日（月）13:00～9/15（金）17:00

■ 申請期間中は交付申請の受付を終了することはありません。

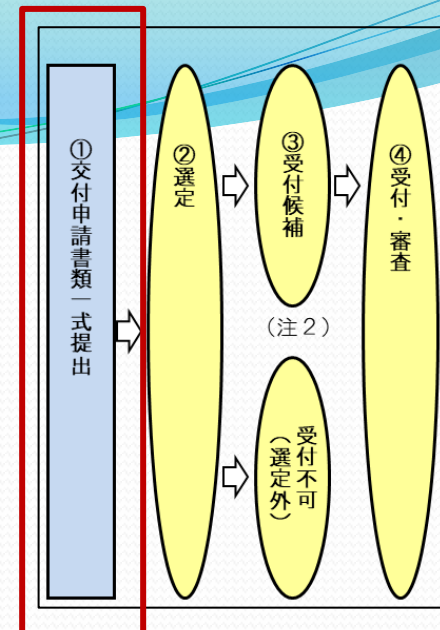
■ 先着順の受付ではありませんので、申請内容をよく確認した上で不備不足のない申請をお願いします。

1-3. 申請の注意事項

急速

基礎

目的



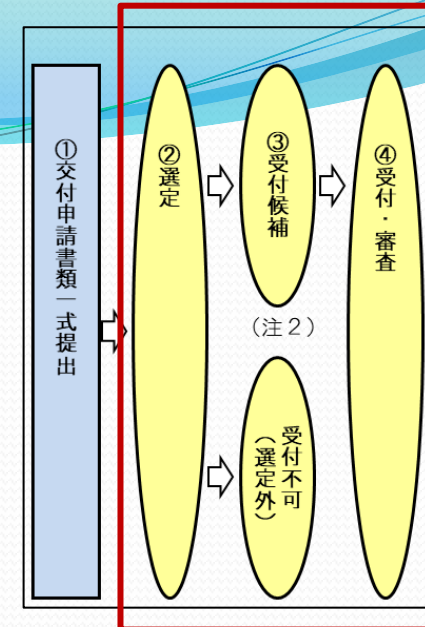
- 予備分では通常交付申請のみとします。
略式交付申請、マンション等簡易申請は募集しません。
- 不備解消期限が短くなります。センターの指示および不備の修正は速やかに対応してください。
あらかじめ不備・不足が発生しないよう十分に注意してください。
- 受付期間中は申請ボタン押下前の修正や、申請後に取下げし内容を変更して再申請することは自由に行えますが、受付期間終了後は申請の取下げ以外を受付けることができません。
- 受付期間終了時点において、同一の事業および同一の設置場所において重複となる申請を行われている場合は、故意・過失の有無を問わず、全ての重複する交付申請は受付不可となります。申請を取下げして再申請する場合は、特に注意してください。
- 虚偽の申請、不正な申請、等の不適切な申請を提出することを固く禁止します。不適切な申請とセンターが認めた場合、事前予告なく受付不可とする場合があります。加えて交付規定第25条に基づき、申請者名称並びに不正の内容を公表する場合があります。

1-4. 選定について

急速

基礎

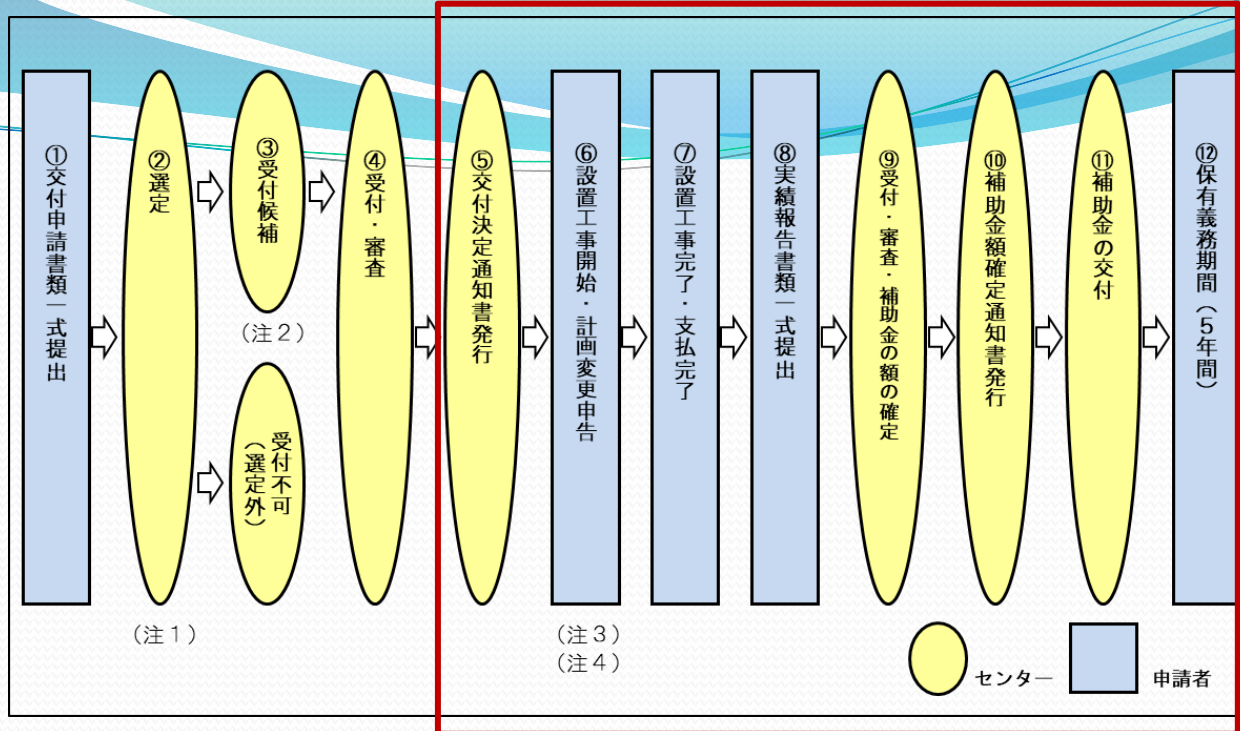
目的



- 申請期間終了後、選定を開始します。
- 選定はkW当たりの補助金申請額の少ないものから行い、11月中旬～12月上旬頃まで順次交付決定を案内します。
- 配分額を超える申請についてkW当たりの補助金申請額の多いものから、9月下旬～11月中旬頃まで順次取り消しを案内します。
(予算を最大限配分する為、一部申請についての取り消し案内は11月中旬頃となることをご了承ください)
- 不備不足が是正されない申請、審査不合格となる申請についても、順次取り消しを案内します。
- kW当たりの補助金申請額 = 補助金申請合計金額 (円) / 充電合計出力 * (kW)
* 計算上、6kW未満/口の充電器は、定格出力を考慮し、3kW/口として扱う

1-5. 交付決定以降

- 急速
- 基礎
- 目的



- 交付決定以降のプロセスは変更ありません。
- 基準に基づいた審査の結果、申請金額に対して交付金額が減額となる可能性があります。
- 実績報告資料の提出期限もR6年1月31日までとなります。交付決定が12/上旬であっても実績報告が1月31日までに実施できる案件のみ申請をお願いします。

2-1. 急速充電募集要件について

急速

種類	募集要件
急速	高速道路、公道、道の駅（50kW以上のみ）

- 急速充電は①施設区分、②出力、③kW当たりの補助申請額を踏まえた優先順位を設定
- 優先順位の考え方は以下表のとおり

区分別優先度	90kW以上	50kW以上90kW未満
高速道路（SA、PA）	1	2
公道	3	4
道の駅	5	6

- 優先度の高い区分から選定を行い、配分額が満了となる区分においてkW当たりの補助金申請額の少ないものから選定を実施します

2-2. 普通充電（目的地）募集要件について

目的

種類	募集対象
普通 （目的地）	1申請における補助金による設置口数が、2口以下であるもの

- 普通充電設備（ケーブル）と充電用コンセント、充電用コンセントスタンドの混在申請も可能です。
- 同じ工事の中で設置口数が2口を上回る分の充電設備を自費で設置することは可能ですが、自費設置設備との共通工事部分は補助対象外となりますのでご注意ください。
（申請されても審査で減額となります）
- 追加設置、入れ替えに関しても補助対象が募集要件以内であれば申請可能です。

2-3. 普通充電（基礎）募集要件について

基礎

種類	募集対象
普通 (基礎)*	<u>基礎充電（既存集合住宅に限る）</u> のうち、1申請における <u>補助金による設置口数が以下を満たすもの</u> ・ <u>ケーブル</u> ：収容台数の10%以下、かつ10口以下 ・ <u>コンセント</u> ：収容台数以下、かつ20口以下

- 普通充電設備（ケーブル）の「収容台数の10%以下」について、駐車場収容台数の10%を算出し、小数点以下の端数がある場合には、その端数を切り上げた口数まで認めます。
- 普通充電設備（ケーブル）と充電用コンセント、充電用コンセントスタンドの混在申請は対象外となります。
- 同じ工事の中で設置口数が制限を上回る分、または混在となる充電設備等を自費で設置することは可能ですが、自費設置設備との共通工事部分は補助対象外となりますのでご注意ください。（申請されても審査で減額となります）
- 充電設備増設に関しては、すでに充電設備が設置されている区画の50%以上に電気自動車等が駐車されている場合に、今回の募集要件までの申請は可能です。
- 既存集合住宅とは、申請時点で入居済みの物件を指します。また既存集合住宅内にある場合でも、時間貸し、カーシェア用の区画などへの設置は補助対象外です。

2-4. 普通充電（基礎）申請に必要な追加書類（予備分）

基礎

■ すべての申請

— 設置場所の駐車場総収容台数が証明できる図面

■ 増設

— 充電区画の50%以上に電気自動車等が駐車されていることを証明する以下書類

- ・ 満了日、使用の本拠の位置、所有者/使用者、車両の型式、燃料の種類が確認できる、申請時に有効な自動車検査証（車検証）*の写し
- ・ 電気自動車等を利用している居住者に、当該駐車場の充電設備を設置している区画の使用を許可していることを証する書類の写し
- ・ 充電区画が分かる図面

詳細は “申請の手引き「予備分」” をご覧ください